

発本原第84号
平成28年8月16日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

九州電力株式会社
代表取締役社長
瓜生道明

川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成23年1月12日に原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①（1号、2号及び3号）」という。）、平成27年12月17日に発電用原子炉設置変更許可を申請（平成28年3月25日付け発本原第303号で一部補正）（以下「既申請②（1号及び2号）」という。）並びに平成28年3月25日に発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請③（1号及び2号）」という。）しておりますが、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請することといたしました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請①（1号、2号及び3号）と既申請②（1号及び2号）、既申請③（1号及び2号）及び後申請が重複することになりますが、当社としましては、常設直流電源設備の設置等により信頼性向上を図ること及び使用済燃料の処分の方法を変更することが必要と考えておりますので、既申請②（1号及び2号）案件、既申請③（1号及び2号）案件及び後申請案件を優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、既申請①（1号、2号及び3号）案件につきましては、既申請②（1号及び2号）案件、既申請③（1号及び2号）案件及び後申請案件の許可後、新規制基準を踏まえた補正を実施した上で、審査して頂きたいと考えています。

また、既申請②（1号及び2号）、既申請③（1号及び2号）案件と後申請が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請②（1号及び2号）案件、既申請③（1号及び2号）案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請①(1号、2号及び3号)案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉施設の増設)
2. 申請日：平成23年1月12日（原発本第223号）
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉を増設する。
 - (2) 発電所敷地を変更する。
 - (3) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
 - (4) 液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備の一部を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
 - (5) 1号炉及び2号炉の受電系統を変更する。

【既申請②(1号及び2号)案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成27年12月17日（発本原第234号）
(平成28年3月25日付け発本原第303号で一部補正)
3. 変更の理由：1号炉及び2号炉の特定重大事故等対処施設を設置する。

【既申請③(1号及び2号)案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成28年3月25日（発本原第304号）
3. 変更の理由：
 - (1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備を設置する。
 - (2) 1号炉及び2号炉共用の受電系統を変更する。
 - (3) 1号炉及び2号炉共用の緊急時対策所を変更する

【後申請案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)
2. 申請日：平成28年8月16日（発本原第83号）
3. 変更の理由：

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。